

【支払督促申立てのご案内】

支払督促の申立てにあたっては、以下の説明をよくお読みください。

1 支払督促の特徴

- ① 支払督促は、債権者の申立てに基づいて、裁判所書記官が債務者に金銭の支払を命じる制度で、仮執行宣言付支払督促正本が債務者に送達されると、判決と同様に強制執行を行うことができます。

原則として債権者が申立書に記載した理由のみで発付するか否かを裁判所書記官が判断します。訴訟の場合のように申立人が審理のために裁判所に来る必要がありません。

- ② 支払督促の発付においては証拠調べはしません。
- ③ 支払督促に債務者から異議の申立てがあれば通常の訴訟に移行しますが、そのときの「異議」は異議の意思があればよく、理由を付する必要はありません。

なお、分割払いの希望は異議の理由になります。

- ④ 支払督促の申立てに必要な印紙（申立手数料）は、通常の訴訟の半額です（ただし、異議の申立てがあれば、訴訟手続に移りますので、もう半額の印紙及び訴訟手続用の一定額の郵便切手を追納していただくことになります。）。

2 支払督促ができない場合

次の場合、支払督促の申立てはできません。

- ① 金銭の支払いを目的としない場合（例 建物明渡し、所有権移転登記請求など）
- ② 債務者が日本国外に居住している場合
- ③ 債務者の住所（生活しているところ）がわからない場合

3 管轄（申立先簡易裁判所）について

原則） 債務者の住所地を管轄している簡易裁判所

（管轄についての詳細は係担当者にお尋ねください）

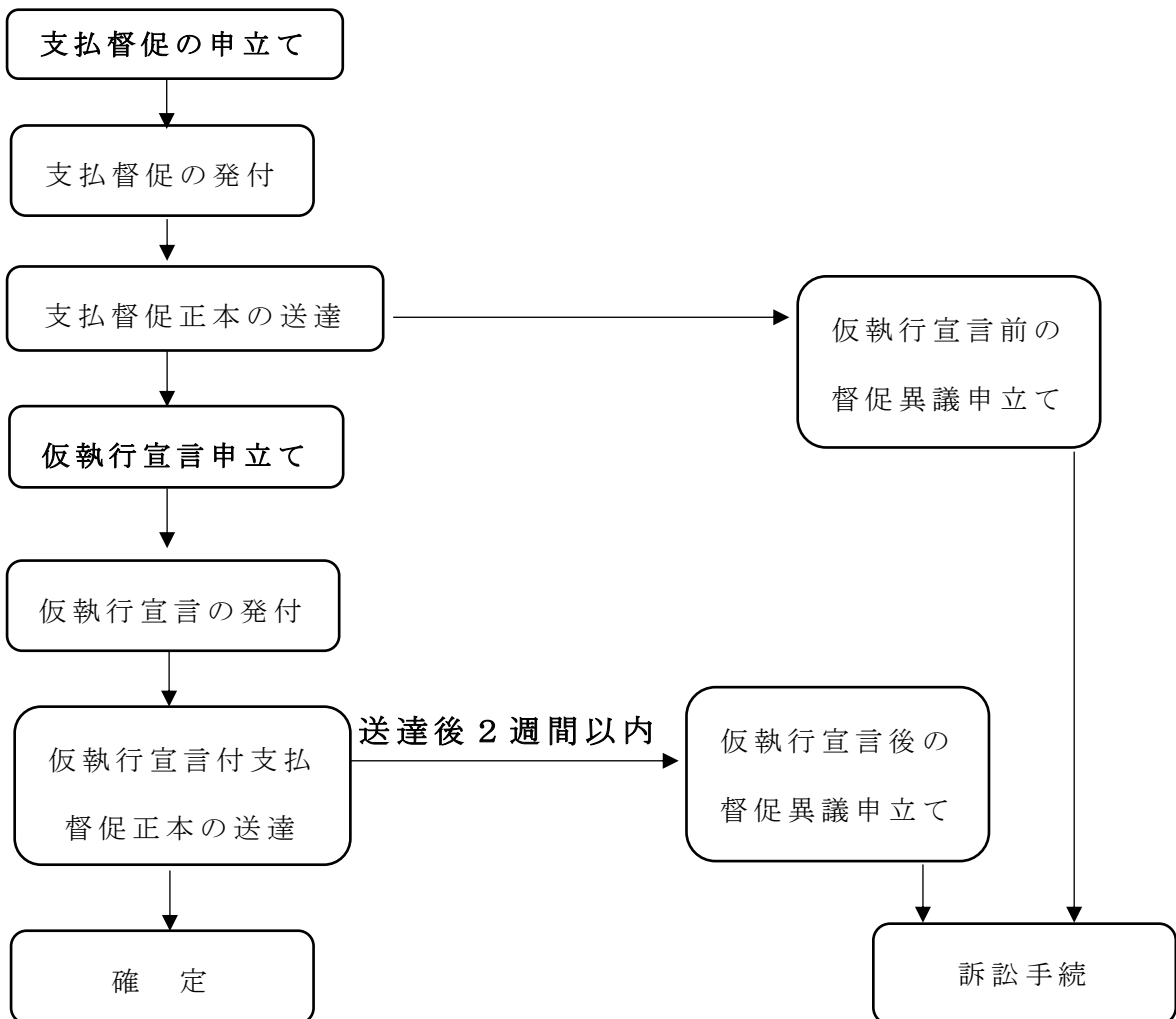
例外） ・ 債務者の事務所または営業所における業務に関して生じた給付請求権
にかかると請求の場合

⇒ その事務所・営業所所在地を管轄する簡易裁判所

・ 手形・小切手金を請求する場合

⇒ 支払地を管轄する簡易裁判所

4 手続の流れ



5 申立後の審査について

債権者から提出された申立書等の必要書類（※支払督促の申立てに必要なものについては別紙『支払督促申立ての必要書類』のご案内をご覧ください）を確認し、申立書の内容につき、誤記・法律違反などがいないか裁判所書記官が審査します。

問題があれば補正していただくことがあります。場合によっては却下することもあります。

問題がなければ、裁判所書記官は支払督促を発付し、支払督促正本を債務者に送達します。また、債権者に支払督促が発付された旨を通知します（金沢簡易裁判所では、原則として後記6の支払督促正本の送達結果通知の際に、発付通知も併せてお知らせさせていただいています）。

6 送達について

◇支払督促正本が債務者に送達できたとき

裁判所から債権者に対し、郵便はがきにて債務者への支払督促正本の送達日をお知らせします。

◇支払督促正本が債務者に送達できなかったとき

裁判所から債権者に対し、郵便はがきにて不送達の結果をお知らせします。

なお、その後の手続については以下のとおりです。

① 不送達理由が「不在で留置期間経過」の場合

再度、債務者の住所に宛てて、休日指定の送達をします。郵便切手1414円分（支払督促申立書が9枚以上だった場合は料金が異なる可能性がありますので、係担当者にお問合せください）及び郵便はがき1枚（債務者1名の場合）を納めるとともに再送達上申書を提出してください。

又は、就業場所（勤務先）を調査して判明した場合は、再送達上申書にその勤務先住所への送達を申し出るとともに、送達のための郵便切手（1204円分と84円分）（支払督促申立書が9枚以上だった場合は料金が異なる可能性

がありますので、係担当者にお問合せください）及び郵便はがき1枚（債務者1名の場合）を納めてください。

② 不送達理由が「転居先不明」・「あてどころに尋ねあたらない」という場合

債務者の新住所を調査して再送達上申書にその住所への送達を申し出るとともに、送達のための郵便切手1204円分（支払督促申立書が9枚以上だった場合は料金が異なる可能性がありますので、係担当者にお問合せください）及び郵便はがき1枚（債務者1名の場合）を納めてください。

上記②の場合、あなたが裁判所からの通知を受けた日から2か月以内に債務者の新住所等への送達の申出をしないときは、支払督促の申立を取り下げたものとみなされますのでご注意ください。

7 督促異議について

債務者に支払督促正本が送達された後、債務者から適法な督促異議の申立があると、支払督促はその効力を失い、通常の訴訟手続に移りますので、債権者に必要な印紙（手数料）・郵便切手を提出していただくことになります。

なお、通常の訴訟手続に移ると双方どちらの主張が正しいのか審理が続けられます。

8 仮執行宣言の申立てについて

債務者に支払督促正本が送達され、送達日の翌日から数えて2週間以内に債務者から異議の申立てがないときは、債権者は仮執行宣言の申立てができます。

債権者が仮執行宣言の申立てができるときから30日以内に仮執行宣言の申立てをしないと、支払督促はその効力を失いますからご注意ください。

（詳細は別紙『仮執行宣言の申立てのご案内』につづきます）